

提供資料の管理情報

提供日 2026.12.07

抄録・参照版作成日 2026.12.07

原資料の作成目的

申請の主張と提示された原資料の対応を、作成主体別に確認する。

保存経路・提供範囲

移行判定委員会の合同確認原本。各保有者の資料確認欄と委員会の残件欄を抜粋。

都市継続研究機構

提供資料

UCR-CM-I-26-1207-01

移行審査・合同原資料確認記録

周知、採否変更、成果の適用範囲について、申請と提示原資料を対応させた記録です。

原資料作成日	2026.12.07
原資料作成者	移行判定委員会 事前確認担当／原保有者確認:UCR文書管理・浅葱・篠原・汐森
文書番号	UCR-CM-I-26-1207-01

UCRの申請上の説明、浅葱の現場原記録、篠原の入力受領・集計履歴を別々に確認した。委員会は、同じ成果報告を共同運用窓口が引用したことを第二の性能証明とは扱わない。

個別周知省略の申請・承認と実施記録、事前計画で適格だった未達32試行の結果後変更、篠原の指摘の受領と研究統括による維持回答がそう。申請の「周知された条件」「事前規則に沿った評価」という説明に重大な不整合がある。

UCRは公表成果を維持して事業継続を求めたが、除外した条件を含む現在の申請対象への適用について、追加の検証記録は提示していない。今回の3拠点の記録を全国の将来性能や安全性の値へ置き換えることも認めない。

旧保管一包の開封は資料の保全・参照のための別手続として進める。その未開封状態を、180試行の原資料が未確認だったことの直接証拠にしない。

申請と原資料の確認欄			
申請の主張	対応する原資料	今回の確認	未解消の事項
限定・周知された条件	UCR-Q-17-0306-01／UCR-A-17-0310-01／AS-UCP-W-17-0612-01	個別周知を省略し通常案内として実施	申請説明との不整合
事前規則どおりの評価	UCR-E-17-0301-01／AS-UCP-R-17-0612-01／SH-C-17-0620-01	事前適格32試行を結果後除外	事前規則による除外との説明不可
異議への対応	SH-Q-17-0619-01／UCR-A-17-0619-03／UCR-R-17-0621-02	指摘受領後も方針維持	異議解消の根拠なし
現在の申請への適用	UCR-P-17-0630-01／CV-A-26-1201-01	過去成果を広い条件へ引用	申請対象への追加評価なし

現在の参照情報	
原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日:2026.12.14	
本運用移行申請	↑
審査要領	↑
汐森の評価再照合	↑